第２９回総会　議事録

開催日時　　令和元年１１月２６日(火曜日)　　午後１時３０分

開催場所　　開催場所　　小松島市役所４階　大会議室

(農業委員)

1番　山本　康信	2番　錦野　伸策	3番　竹内　信行	4番　原　　一喜
5番　金西　　章	6番　栗本　謙二	7番　矢三　明子	8番　谷崎　賢二
9番　湯浅　友子	10番　矢野　伸二	11番　江﨑　惠子	12番　大栗　栄信
13番　田川　貴之	14番　舩越　康博	15番　川瀬　益栄	16番　丸本　公一
17番　川嵜　須美子	18番　青木　正廣	19番　高井　トミヱ	

(農業委員のうち欠席者)

10番　矢野　伸二　　12番　大栗　栄信

(農地利用最適化推進委員の出席)

3区　日下　正治	3区　椋本　明治	5区　辻　　義徳	5区　宮田　芳和
6区　山田　卓志	6区　橋本　春男	7区　黒田　敬司	8区　内多　泰美
9区　吉積　幸二	9区　岡﨑　勢一	10区　宮城　　仁	10区　森　　博之

(事務局の出席者)

局長　添木　　尚　　次長　水口　理恵　　書記　安部　裕介

議　案

議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請審議について
議案第２号　農用地利用集積計画案審議について

議案外

報告第１号　農地法第４条第１項第５号の規定による届出の取消届について
報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

総会開始時間　　午後１時３０分

議長（青木会長）

ただいまより、小松島市農業委員会　第２９回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、２番　錦野委員と１１番　江﨑委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、１０番　矢野委員、１２番　大栗委員より、欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の２ページをお開きください。

議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、３件、３筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人（使用借人）、譲渡人（使用貸人）、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長

事務局は、整理番号１番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号１番の申請内容について説明いたします。
転用目的は、小松島市消防団第〇〇分団詰所の建設でございます。

譲受人は、現在の消防団第〇〇分団詰所の老朽化により、市に新たな消防団詰所の建設を要望したところ、建築場所を確保すれば、建築物については市が負担するとの協議が整いました。そこで、建築場所を探したところ、申請地の所有者との間で話がまとまったため、５条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外済です。
農地区分ですが、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第１種農地と判断されます。

申請地は、既存集落に接続して設置されるものであるため、第１種農地の不許可の例外に該当します。

転用を行うために必要な資力については、〇〇の残高証明書が添付されております。なお、この資金は、土地の造成費などの費用であり、建築費用につきましては、市の負担とする覚書が

市と譲受人との間で交わされておりますので、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。また、〇〇土地改良区の意見書及び排水同意書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲にコンクリート擁壁を新設し、真砂土にて盛土して造成を行います。また、南、西側は、高速道路の側道、東側は道となっており、北側の農地の所有者には転用計画に同意していることを確認しておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。
以上のことから、整理番号１番は許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

ありがとうございます。
それでは、担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

６番　栗本委員

担当の栗本です。今、事務局長がおっしゃったとおりで、高速道路に面した市の側道際にあるもので、今現在は県道へ面したところの詰所になっておりまして、出動する際に消防自動車の出入りに非常に困っておって、色々探したところで、格段の問題はないと思われますので宜しくお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号１番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号１番については、原案どおり可決相当と
認めます。
引き続き、事務局は、整理番号２番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号２番の申請内容について説明いたします。
転用目的は、駐車場でございます。

譲受人は、県内で自動車修理業及びレンタカー事業等を経営しており、現在、申請地の北側の隣接地で２号店として営業しております。対象エリアが県南部の広域にまたがっているため、現状では慢性的に駐車場が不足しており、また、今後レンタカー事業を本格営業していくことを考慮

し、駐車場の拡張を検討していたところ、隣接地の所有者との間で売買の話がまとまり、５条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外済です。
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で２種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、融資者名義の〇〇の残高証明書及び金銭貸借予約契約書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。
また、〇〇土地改良区の意見書、〇〇協議会及び〇〇土地改良区の排水承諾書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲に擁壁を新設し、申請地西側の市道と同程度まで山土で盛土し、アスファルト舗装を行います。また、雨水は、申請地北側の既設水路に集め、市道内の暗渠排水路に排水するとのことですので、周辺農地への影響は無いものと思われます。

以上のことから、整理番号２番は許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

ありがとうございます。
それでは、担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

１９番　高井委員

大林町の高井でございます。何にも問題ありませんので、ご審議の程、宜しくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号２番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号２番については、原案どおり可決相当と認めます。
引き続き、事務局は、整理番号３番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号３番の申請内容について説明いたします。
転用目的は、太陽光発電設備でございます。

使用借人は、申請地の周囲には高い建物等がなく、比較的平坦な土地が多く、また、幹線道路に近く市街化が進んでいる地域でもあるため、太陽光発電施設に適していると考えていたところ、使用貸人が高齢のため耕作が困難になってきたことと重なり、土地の有効活用のため、今回の５条許可申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外済です。
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で２種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇の融資証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。
また、〇〇土地改良区の意見書及び排水承諾書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、造成はせず、整地、転圧し、表層に砕石を敷き詰めます。雨水については、地下浸透で処理するため、周辺農地への影響は無いものと思われます。

以上のことから、整理番号３番は許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

ありがとうございます。
それでは、担当の矢三委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

７番　矢三委員

担当の矢三です。これ、お話しいただいて、さっそく、現地を見に行ったんですけども、人間の背丈ほどの雑草というか、草が生えていたんですけど、それから１０日ぐらいしてから近くを通ったら、草の方もきれいに整地出来ておりました。特に問題ないと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号３番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号３番については、原案どおり可決相当

と認めます。
以上で議案第１号を終了します。
引き続き、議案第２号「農用地利用集積計画案審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の３ページをお開きください。

議案第２号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、１５件、４２筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定する者、設定を受ける者、設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。
今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である
①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
②利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である
- 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 対象農地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。
４ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第２号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第２号を可決いたします。
以上で、議案第２号を終了いたします。
以上で、議案についての審議を終了いたします。

引き続き、議案外に移ります。
報告第１号　農地法第４条第１項第５号の規定による届出の取消届について

報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の８ページをご覧ください。

報告第１号『農地法第４条第１項第５号の規定による届出の取消届について』

届出件数１件、１筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、受理通知日、受理番号、取消届出日、受付番号、取消通知日、通知番号を朗読

整理番号１番は、平成７年９月１４日付け、第９号にて、４条の届出受理通知を受けておりましたが、この度、取消届が提出されました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、取消通知を発出いたしました。

事務局（次長）

議案書の９ページをご覧ください。

報告第２号『農地法第５条第１項第６号の規定による届出について』

届出件数２件、２筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号１番は、先ほどご報告いたしました、４条届出の取消届を受けて、提出されました。申請内容は同じで、駐車場となっております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

整理番号２番は、田１筆の面積４９８㎡で、資材置場としての５条届出となります。なお、こちらの農地は、戦前からの賃貸借、いわゆる期間の定めのない賃貸借といわれる賃貸借契約が締結されておりましたので、次の報告第３号でご報告いたしますが、合意解約の通知が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の１０ページをご覧ください。

報告第３号『農地法第１８条第６項の規定による通知について』

申出件数１件、１筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第１８条第６項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。
以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外３件について報告がありました。
何か質疑ございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。
これにて、第２９回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡及び研修がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了　　午後　１時５４分

議事録署名委員　　２番　錦野　伸策　　１１番　江﨑　惠子